

令和5年度

東近江市農業委員会
第1回（4月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日（月）午前9時30分から午前11時30分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 37人 欠席委員 3人

| 議席番号 | 出欠 | 議席番号 | 出欠 |
|--------|----|------|----|
| 1 | 出 | 21 | 出 |
| 2 | 出 | 22 | 出 |
| 3 | 出 | 23 | 出 |
| 4 | 出 | 24 | 出 |
| 5 | 出 | 25 | 出 |
| 6 | 出 | 26 | 出 |
| 7 | 欠 | 27 | 出 |
| 8 | 出 | 28 | 出 |
| 9 | 出 | 29 | 出 |
| 10 | 出 | 30 | 出 |
| 11 | 出 | 31 | 出 |
| 12 | 出 | 32 | 出 |
| 13 | 出 | 33 | 出 |
| 14 | 出 | 34 | 出 |
| 15 | 出 | 35 | 出 |
| 16 | 出 | 36 | 出 |
| 17 | 出 | 37 | 出 |
| 18 | 出 | 38 | 欠 |
| 19 | 出 | 39 | 出 |
| 20 | 出 | 40 | 欠 |
| 議長（会長） | 出 | | |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

報告第3号 農地の貸借権の合意解約の報告について

報告第4号 市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

| | | | |
|----|---|----|---|
| 局長 | 出 | 主任 | 出 |
| 参事 | 出 | 主事 | 出 |

農業水産課

| | | | |
|----|---|--|--|
| 主事 | 出 | | |
| | | | |

6. 会議の内容

《農業委員会憲章の朗唱》

議長 ただいまから、令和5年度、第1回（4月期）の月例総会を開会いたします。現在の出席者数は37名、欠席者数は3名ですので、この総会は成立いたします。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号31番 ○○ ○○ 委員、32番 ○○ ○○ 委員のお二人を指名します。よろしくお願ひします。

議長 それでは日程第2、議事の上程です。最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明を願ひます。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。今回、2件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりです。契約の種類につきましては、番号1と番号2共に売買です。どちらの案件も、譲受人の取得後における耕作面積は、下限面積を上回っております。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのこと、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どちらの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
番号1と番号2について、御意見御質問のある方はお願いいたします。
いかがでしょうか。
ないようですので、採決に移ります。
本案について、承認される方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
よって、議案第1号は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の番号1、2と、関連します議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号2、3、4を議題といたします。
この案件につきましては、関係者に ○○ 委員がおられます。
農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、審議が始まりましたら、退席をお願いします。関係議案終了後に入室いただきます。
では、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の番号1、番号2及び関連する議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号2、番号3、番号4の農地を転用したい旨申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。
関連する農地転用のため併せて御説明いたします。
まず、4条許可の番号1について御説明いたします。
本件は、園町に所在を置く農産物の生産、加工及び販売業を営む農地所有適格法人が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積1,391平方メートルの土地を農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、当法人は更なる経営規模拡大が見込まれる中、今後250ヘクタールの経営面積での事業展開に対応するため、所有の農業用倉庫だけでは手狭であり、作業の効率化のために新たな農業用倉庫が必要となり、道路に面し利便性の良い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、育苗スペースと農業資材を置くための農業用倉庫として利用されます。なお、現在利用している農業用倉庫は、農業資材置場として引き続き利用されます。
土地の造成計画につきましては、現状のまま使用され、ビニールハウスを設置する計画です。雨水については、地下浸透にて処理されます。
なお、令和5年2月27日付の農業振興地域整備計画の一部変更についてが提出

されております。
また、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇 委員です。

4条許可の番号2と5条許可の番号2については、一体での農地転用のため併せて御説明いたします。

本件は、同農地所有適格法人が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積944平方メートルの土地と同町地先の農地1筆、面積729平方メートルの土地を売買で取得し、2筆合計面積1,673平方メートルにおいて農業用倉庫及び駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、所有の農業用倉庫だけでは手狭であり、作業の効率化のために新たな農業用倉庫が必要となり、また、雇用拡大に伴う社員駐車場の確保のため、道路に面し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業資材を置くための農業用倉庫と社員用12台分、大型トラック用5台分の駐車場として利用されます。なお、現在利用している農業用倉庫は、農業資材置場として引き続き利用されます。

土地の造成計画につきましては、農業用倉庫内は転圧後コンクリート舗装されますが、農業用倉庫の周辺は砕石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透及び既設側溝へ放流されます。

なお、令和5年2月27日付の農業振興地域整備計画の一部変更についてが提出されております。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

5条許可の番号3について御説明いたします。

本件は同農地所有適格法人が、同町地先の農地1筆、面積1,144平方メートルの土地を売買で取得し、農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、当法人は所有の農業用倉庫だけでは手狭であり、作業の効率化のために新たな農業用倉庫が必要となり、法人の事務所に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、育苗スペースと農業資材を置くための農業用倉庫として利用されます。なお、現在利用している農業用倉庫は、農業資材置場として引き続き利用されます。

土地の造成計画につきましては、横17メートル、奥行39メートル、高さ約7メートルのビニールハウスを1棟設置するためビニールハウス内は転圧後コンクリート舗装されますが、ビニールハウスの周辺は転圧仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透及び既設側溝へ放流されます。

なお、令和5年2月27日付の農業振興地域整備計画の一部変更についてが提出されております。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

5条許可の番号4について御説明いたします。

本件は、同農地所有適格法人が、同町地先の農地1筆、面積654平方メートルの土地を売買で取得し、農機具置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、農機具の増加に対応するために新たな農機具置場が必要となり、法人代表が所有する農地に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、購入予定のアタッチメント等の農機具置場として利用されます。なお、現在利用している農機具置場は、引き続き利用されます。

土地の造成計画につきましては、造成後に転圧仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透にて処理されます。

なお、令和5年2月27日付の農業振興地域整備計画の一部変更についてが提出されております。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

続きまして、4条許可申請の番号3について御説明いたします。

本件は、下麻生町に居住する者が、自ら所有する上麻生町地先の農地1筆、面積74平方メートルの土地を車庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、農地転用の許可を受けずに申請人の父親が土地を造成し、車庫として利用していたため、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、住宅の近くに駐車スペースがなく車庫が必要なため、住宅に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、車庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透にて処理されます。

また、本申請地は農振農用地区域外いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 委員です。

番号4について御説明いたします。

本件は、近江八幡市に居住する者が、自ら所有する野口町地先の農地2筆、合計面積522平方メートルの土地を自己用戸建専用住宅及び道路として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに先代が昭和57年以前から、住宅及び道路として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、実家である本申請地の住宅を離れ、近江八幡で暮らしていますが、将来実家に戻ってくる予定であるため、補修を加えながら現状維持し管理していく必要があります。また、道路部分については、自宅前の公衆用道路の一部として利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、住宅敷地及び公衆用道路として利用されます。土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成工事は行わず、雨水については、東西にある既設道路側溝へ放流し処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条

第2項及び農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。本件については事前調査が行われておりますので、事前調査の報告をお願いします。

18番 4月5日に〇〇委員と〇〇委員、それに私、事務局2名で事前調査を行いました。

その結果を報告いたします。

まず4条の番号1は、事業拡大に伴い事業所の近くで利便性がよく、奥の方にハウス2棟、後々手前にハウス、これは農業用倉庫。これも造成はそのまま利用されます。青地の軽微変更で、特に問題はありません。

続いて、4条の番号2と5条の番号2。二つを合わせて、運搬用の大型車両と社員駐車場で、県道から大型車が入るので大きめに搬入口をつけ、基礎して農業用倉庫となります。事業所の隣で利便性がよく、これも青地の軽微変更で特に問題はありません。

次に5条の番号3です。売買による土地の取得で、事業を拡大されます。事業所の近くでハウスを建築し、農業用倉庫として利用されます。利便性がよく、これも青地の軽微変更で問題ありません。

次に5条の番号4です。事業所からは少し離れていますが、トラクターのロータリーなり、アタッチメントの置きスペースとして利用されます。同じく青地の軽微変更で特に問題ありません。

議 長 そうしたら、4条の番号3、番号4について事前調査された〇〇委員報告をお願いします。

19番 4条の番号3は顛末案件です。中に入っていた農業用機械を取り出して、車庫として利用しておられます。下の地目が農地のままであり、顛末書付きの申請です。

次に4条の番号4も顛末案件です。不在者家屋であり、いずれは帰ってくる予定で、家屋を親から息子へ相続されたところですが、屋敷を整理している中で、家が建っているところ以外は地目が農地のままで、物置や車庫となっており今回整理をして案件となったものです。

屋敷も含めて道路敷地になっていますが、県道や市道であれば、個人の敷地になっており、調査が必要と考えます。

議 長 事務局の説明と調査報告が終わりましたので審議を行います。まず、〇〇委員から報告のあった案件について、審議を行います。関係者であります〇〇委員は御退席願います。

それでは、議案第2号の4条1項の番号1、2並びに議案第3号の5条1項の番号2、3、4。この5筆について審議を行います。

皆様から御意見御質問はございますか。

12番 今回の案件にはあがっていないが、〇〇番地は、農地のままで残っているのではないのでしょうか。

事務局 〇〇番地は、以前に転用が出ています。農機具等が置かれている状況です。

議長 よろしいですか。

他に意見がないようですので採決に移ります。

議案第2号の番号1、2並びに議案第3号の番号2、3、4。この合計5筆について、承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案は可決承認されました。それでは、〇〇委員の入室、着席をお願いします。

議長 それでは、農地法第4条の番号3について何か意見はございますか。では、番号4について何か意見はございますか。

事務局 4条の番号4の道路敷地の関係で、道路に含まれている部分、申請地の目の前の道路は市道になっています。市道ではありますが、申請人の所有地になっています。市道ではありますが個人が所有している部分が市道認定されていることはよくあることで、特別おかしいことではありません。

28番 説明の補足ですが、案件の上も下も両方とも住宅が建っています。道路から分筆された分がずっと全部残っています。思うのは、住宅建築にあたり道路幅が足りないので、そういう形で市が個人の名前の所有で、市道認定していたのかなと考えます。

確実なことはわかりませんが、顛末書に書いてある文書を見ると、道路敷地は昭和8年に分筆されているような形で相当古い。年号が間違っているかもわかりませんが、きちっと分筆をして個人がお持ちで市道として認めているということだと思います。ただ、今の建築基準法で出ている道路センターから2メートルセットバックという話にも絡んでくると思われれます。あとの案件でもまた出てくるのかなと思うが、一定整理のうえ、御了解いただきたいと思います。

事務局 道路の一部が個人所有の公衆用道路に認定されているという確認がとれています。

12番 転用せずに公衆用道路として利用されているので、本来的にはこの部分も転用してもらう必要があるということですね。

事務局 〇〇番地の33平方メートルは登記上、田として残っており、今回転用をされるということです。

23番 今後のために、このような公衆用道路があった場合、市の所有なのか、個人の所有なのか混同している。どう整理していくのか。道路自体を所有者個人が使っているものではない。という公衆用道路なので個人には問題ない。

本来は、市道にするために市が買って、処理していく方がよいのではないのでしょうか。常にこういう議論が出てくる。ぜひ市の財産処理等で道路計画と合わせて、方向性を決めておくことが大事ではないのでしょうか。

24番 いわゆる未登記の道路敷地ということで、本来早く市のものにしておく土地なのに手続きがしていないだけで、これがあがった段階で、東近江市の道路敷ということで登記替えをされる方がよいと思われま

事務局 道路課の担当にも話をし、整理していきたいと思

議長 よろしいですか。
他に意見はございませんか。
では、議案第2号の番号3と4について一括御承認いただける方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
よって本案は可決承認されました。

では次に、議案第3号の第5条第1項の番号2から番号4までを除いて、事務局説明をお願いします。

事務局 番号1について御説明いたします。
本件は先月の月例総会でも御審議頂きましたが、申請地近隣の農地所有者への説明が不十分、既設里道を今後どのように利用するのか、また、申請地内の水路を残すのか、廃止するかについて申請書に記載されていないことから、許可保留となりました。
その後申請者から、申請地及び隣接する里道周辺の農地所有者に事業の説明を行い了承が得られたとの報告を受けており、申請地内の水路についても廃止の手続きが完了したとの報告を受けております。また、確認書類として経過報告書を申請者名義にて受理しました。既存里道については、現在の形で残していくことで土地利用計画書に明記したものを差替えしています。

番号5について御説明いたします。
本件は、川合町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積195平方メートルの土地を売買で取得し、貸駐車場として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、川合町で製造業の会社を営んでおりますが、現在借りている駐車場の進入路が狭く、住宅も近く騒音に配慮する必要があります。そのため、住宅から離れ広い道路に接し、会社に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。
なお、昨年10月に申請地の隣地において、同じ譲受人で同じ貸駐車場として申請がありましたが、その際、今回の申請地は相続登記ができていない状況のため、同時に申請できない状況でした。今回、申請地の相続登記が完了したため、申請されました。
土地の利用計画につきましては、10月の申請地と一体利用で14台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、盛土をして碎石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透にて処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 委員です。

番号6について御説明いたします。

本件は、彦根市に所在する不動産を営む法人が小田苧町地先の農地2筆、合計面積917平方メートルの土地を売買で取得し、建売分譲宅地として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地の周囲には、新興住宅が建ち並んでおり、近くに小学校や郵便局があり、地域の次世代の担い手の人たちに建売分譲住宅の需要があるため、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、一般住宅4棟分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い、転圧後碎石仕上げとする計画です。雨水については、西側に道路側溝を新設して放流処理されます。

また、本申請地は農振農用地区域外いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 委員です。

番号7について御説明いたします。

本件は、小田苧町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積103平方メートルの土地を売買により取得し、道路として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、申請者所有の農地に進入する里道は狭く、車で通行するのに不便であるので、里道の拡幅が必要であり、既設の里道に隣接している利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、既設里道の拡幅敷地として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い、転圧後碎石仕上げとする計画です。雨水については、東側の既設側溝にて放流処理されます。

また、本申請地は農振農用地区域外いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 委員です。

番号8について御説明いたします。

本件は、岡山県倉敷市に所在する社会福祉事業を営む法人が、小田苧町地先の農地6筆、合計面積1,753平方メートルの土地を売買で取得し、社会福祉施設として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、申請者は岡山県で障害福祉施設を運営しておりますが、滋賀県内においても近江八幡市、草津市、栗東市で障害福祉施設を運営しております。東近江市内にも大清水町に障害者用グループホームの建設を予定しており、入居者の就労支援として作業を行う場が近隣地域に必要であり、グループホーム予定地から近く、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、就労支援作業所及び自家用車 20 台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い、転圧仕上げとする計画です。雨水については、敷地内北側に側溝を新設し、西側既設水路に放流し処理されます。

また、本申請地は農振農用地区域外いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第 5 条第 2 項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。以上 御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事前調査が行われておりますので、事前調査の報告をお願いします。

1 7 番 番号 5 の川合町の件は、事務局の報告のとおり、昨年 10 月に今回の申請地の隣地である道路敷に農地があるが、そこを申請され、審議、可決されました。その奥の土地、今回の申請地ですが、同時に申請される予定でしたが、地権者の相続登記ができていない状況のため、同時に申請できない状況でした。今回、申請地の相続登記が完了したため、駐車場として転用申請されました。今回審議、可決されれば、同時に造成されるだろうと思います。

議 長 それでは、番号 6 から番号 8 まで、〇〇 委員をお願いします。

2 8 番 番号 6～8 は、すべて小田苧町の案件です。番号 6 は建売分譲宅地として開発するものです。この近くには、湖東第三小学校があり、ほとんど若い方が住まれている新興住宅地です。現在、耕作放棄地のようになっていて、草が繁茂している状況です。地域の次世代の住まいの計画がやっと動きかけたということで申請に至っています。また、道路拡張をされるということ、開発の時に用水路の付け替えをするという計画をされているようです。農振白地で、若い人の住まいを増やしていくということで転用をするということでございます。

次に番号 7、この今赤い線が入っているその右側に里道が通っています。小田苧の公民館の近くで、ここの里道が正直 2 メートルあるかないかということですし、裏にある畑へ行くのに車で入れません。

もう一つ次の案件で、裏にある畑へは、福祉施設の周りにフェンスを張られることになると今の状態では全く入れないようになります。そのために、裏にある畑の所有者がお願いして、道路敷地を買ってという申請であります。この向こうに小屋がありますが、この道からは行けません。この突きあたりに排水が通っており、基本的にはぐるっと周らないと行けません。裏にある畑へ行きたい所有者が、譲り受けて道路敷地として里道といっしょに使いたいという申請であります。

番号8は、共同作業所を作るという計画で、県道を付け替えされた時の残地で残っている部分と、こちらで畑として残っている部分。施設の計画では、里道も用水路も残したままになりました。今現在、使うだけの幅がないので、道路の軒みたいな形で残っています。それと県有地が残っています。こうした整理をきちっとしていただく必要があります。私の意見としては、整理をして事業に取り掛かってほしいという意見を付して、転用の許可を出してはどうかと思っています。

施設としては、集落に接した施設であり、許可できると思われれます。

議 長 事務局の説明と調査報告が終了しました。
番号1から順次審議を行いたいと思います。御意見ございませんか。
番号5について、御意見はありませんか。
では、番号6についてはいかがですか。
ないようでしたら、番号7についてはどうですか。
続いて番号8についてはいかがですか。

24番 ○○委員から説明のあったように、何とか福祉施設の前にある土地について整理して、施設の運用が始まるように、これは道路行政の話なので、どこが窓口になって浮いたような農地とか、里道となっている白の土地を、市が中心となって、県の管理者と話すとかして、農地を許可する前提として、方針をもって検討された方がよいと思います。中途半端になってしまわないように。

事務局 里道については現在、まだ払い下げ等申請が出ていないが、すぐに出てくると聞いています。

議 長 許可についてはやむを得ないけれども、許可にあたって道路行政担当部署と横の県道なり、公衆用道路等整理ができるような取り組みを進められたいという意見を付して、委員会としては許可をするという方向が出たと思いますが、そういう形で進めていただけますか。

事務局 はい。

議 長 その他にありませんか。
それでは、番号1及び番号5から番号8までの採決に移らせていただきます。
本案について承認される方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
本案は可決承認されました。意見については道路行政担当部署にお伝えし、進めていただきたいと思います。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
では、事務局からお願いします。

事務局 議案の説明の前に資料の一部訂正をお願いします。訂正箇所を申し上げます。
31ページの最終行、今回利用権設定面積の欄ですが、3,243㎡となっておりますのを115,213㎡に訂正します。

御迷惑おかけしますがよろしく申し上げます。

それでは、議案第4号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明します。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は4月28日に農用地利用集積計画の公告を予定しております。この公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は2件2筆 3,176㎡、利用権設定は84件289筆494,406㎡です。設定を受ける認定農業者は15名で473,158㎡が集積されており、認定農業者への集積率は約95%です。

まず、議案の1ページから2ページが所有権移転で、3ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は上羽田町の1筆であり、150,000円を対価に売買により令和5年5月10日に所有権が移転されます。移転をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者は野口町に居住する認定農業者となっております。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は北須田町の1筆であり、260,000円を対価として売買により、令和5年5月10日に所有権が移転されます。移転をする者は彦根市に居住する者で、移転を受ける者は能登川町に居住する者となっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されていませんが、認定農家である農事組合法人ファーム安楽寺の構成員であり、農地を取得したと同時に、ファーム安楽寺に利用権設定をする予定です。利用権設定については、議案書37ページ番号81に該当し、令和5年5月10日を始期日としております。このことから、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に基づき、〇〇氏は認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付けで法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

次に貸借の利用権関係ですが、3ページから39ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案件について、御意見御質問はございませんか。

ないようですので採決に移ります。

本議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって本案は可決承認されました。

次に事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第4号までを一括して事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案書 8 ページをご覧ください。

報告第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の報告について」。

1 番、五個荘築瀬町の駐車場の案件から、4 番、五個荘築瀬町の簡易物置設置の案件の 4 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しました。

つづきまして、議案書 9 ページから 11 ページを御覧ください。

報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について、番号 1 から番号 17 につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

つづきまして、議案書 12 ページから 17 ページを御覧ください。

貸借の合意解約について説明をします。

賃貸借権の合意解約につきましては、1 番から 17 番までです。

続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1 番から 8 番です。

なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

議案書 18 ページを御覧ください。

報告第 4 号市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について、1 件の証明願がありました。

今回の申請は、建築主が農業者基準第 5 号に該当する農業者であることの証明願いであるため、審査の結果、該当する農業者であることを確認しましたので、農業委員会規程第 9 条に基づき「事務局長専決事項」として証明書を交付しました。

以上、第 1 号から第 4 号まで報告しました。

議 長

事務局の説明が終わりました。

御質問はございますか。

特にないようですので報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

令和 5 年度に入りましての第 1 回月例総会を終了いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

31 番 ○ ○ ○ ○

32 番 ○ ○ ○ ○